

成年後見制度推進マニュアル作成委員会  
傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 委員会及び部会（以下「会議等」という。）の傍聴を希望する方は、開催前日の17時まで受付けます。会議等の開始予定時刻までに会場受付で氏名等を記入し、千葉県後見支援センター事務局（以下「事務局」という。）の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、事務局あてに電話等により先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議等を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議等開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長及び部会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議等の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議等を傍聴する場合は、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が「会議等を傍聴する場合に守っていただく事項」に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

平成23年9月15日制定